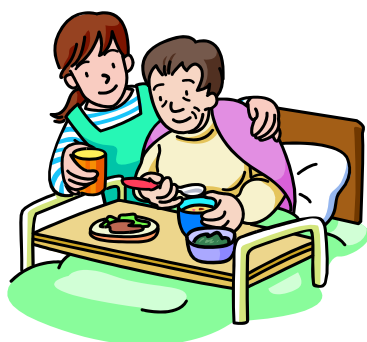


# 令和2年度指導監査概要

令和3年11月



長崎県福祉保健部

## はじめに

我が国は、本格的な人口減少社会を迎え、少子・高齢化の急速な進行、グローバル化の進展など、本県をとりまく社会情勢は大きく変化しています。

特に本県においては、全国に先行して高齢化が進んでおり、障害のある方々や高齢者、子どもをはじめ、県民の皆様が地域で互いに支えあいながら、心豊かに安心して暮らし、社会参加していただくためには、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援策を講じることが重要であります。

本県では、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現」を目指し、各種施策を積極的に推進していくこととしており、監査指導課においては、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所等の運営の適正化および福祉サービスの質の向上に資することを目的として指導監査を実施しております。

この監査概要は、令和2年度に実施した指導監査の結果の概要をとりまとめたものです。

令和2年度は、3,318の監査対象に対して、963件の定期指導監査のほか、運営上著しい問題が疑われる事業所等に対して3件の特別監査を実施し、1件の改善勧告と1件の文書指導を行いました。（その他、3年度へ継続1件）。

県としましては、引き続き不祥事案に対しては厳格な行政処分などを行い、今後とも適正な運営と、よりよいサービスの提供が行われるよう指導に努めてまいります。

令和3年11月

長崎県福祉保健部長 寺原 朋裕

## 目 次

	頁
第1章 指導監査の概要	1
1. 一般監査の概要	1
2. 特別監査の概要	3
3. 指導監査の実績	4
4. 文書指摘の概況	5
第2章 社会福祉法人に対する主な指摘事項	6
1. 老人福祉施設を主として運営する法人	6
2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人	6
3. 障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業を主として運営する法人	6
第3章 社会福祉施設・事業所に対する主な指摘事項	7
1. 老人福祉施設等の指摘事項	7
2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の指摘事項	7
3. 障害者（児）福祉施設の指摘事項	8
4. 介護保険施設・事業所の指摘事項	8
5. 障害福祉サービス事業所の指摘事項	10
第4章 社会福祉法人の経営分析	12
1. 経営分析結果の主な数値	12
2. 特別養護老人ホームを主として運営する法人の経営分析結果	13
3. 保育所を主として運営する法人の経営分析結果	14
4. 障害者（児）福祉施設を主として運営する法人の経営分析結果	15
5. 経営分析値	17
第5章 社会福祉施設の県内平均給与額	18
【資料】	
1. 令和2年度文書指摘の主な事項（社会福祉法人）	19
2. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉法人）	20
3. 令和2年度文書指摘の主な事項（社会福祉施設）	21
4. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉施設）	22

5. 令和2年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所） .....	23
6. 年度別文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所） .....	24
7. 年度別文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所） .....	25
8. 令和2年度の特別監査の状況 .....	26
9. 介護報酬・自立支援給付費（支援費）の返還状況（平成13年度～令和2年度）	27
10. 令和3年度指導監査等実施方針.....	28

## 第1章 指導監査の概要

### 1. 一般監査の概要

令和2年度に実施した一般監査の概要は次のとおりです。

なお、長崎市及び佐世保市（中核市）に所在する有料老人ホーム、介護保険施設・事業所及び障害福祉サービス事業所等の指導監査については、当該中核市が行い、また、平成25年度からは、各市に所在する社会福祉法人（当該市内のみで事業を行う法人）の指導監査を市に権限移譲しています。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、時期によっては指導監査を見合わせたことなどから、実施率が29.0%（令和元年度42.6%）、文書指摘件数が739件（令和元年度1,203件）となり、前年度から大きく減少しています。

#### （1）社会福祉法人（4、19頁参照）

105法人のうち、24法人（22.9%）に対して指導監査を行いました。

指導監査を行った法人に対し文書指摘を行った法人は8法人（33.3%）（以下「指摘率」という。）で、指摘事項の件数は、19件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

##### 【法人運営】

評議員・評議員会に関すること（6件）

理事会に関すること（5件）

##### 【管理】

会計管理に関すること（3件）

となっています。

このため、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に向けて、監査機能の向上、経理事務の適正化等について、指導していく必要があります。

#### （2）社会福祉施設（4、21頁参照）

社会福祉施設とは、老人福祉施設等（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、有料老人ホーム）、保育所、児童養護施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害児施設、保護施設等を指します。

対象施設585のうち、447施設（76.4%）に対して指導監査を行いました。

指摘率は27.1%（121施設）で、指摘事項の件数は229件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

○児童福祉施設では、

##### 【運営・管理】

① 災害等事故の防止対策が不十分。（10件）

【児童処遇】

- ① 適切な給食の提供等が不十分など。（3件）

【職員処遇】

- ① 給与、各種手当の支給が不適正など。（63件）

【経理事務】

- ① 会計処理が不適切である。（25件）

となっています。

このため、引き続き、就業規則等の整備、災害等事故の防止対策の充実、給与水準の確保、適正な会計処理について、指導していく必要があります。

○老人福祉施設等では、令和2年度は文書指摘を行った施設等はありませんでした。

○障害福祉施設等については、令和2年度は指導監査を行いませんでした。

(3) 介護保険施設・事業所（4、23頁参照）

介護保険制度は平成12年4月から開始され、事業者の育成に主眼をおいた実地指導を行ってきましたが、平成18年4月の介護保険法改正により、サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を目的として「指導」と「監査」が明確に区分されました。遵守すべき各種サービスの提供や、介護報酬請求に関する事項等については、事業者自らの責で行なうものとされ、これまで行ってきた指定基準の指導は「集団指導」の中で周知徹底に努めています。

実地指導においては、認知症ケアの理解や高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に向けた事業者等の積極的な取り組みの推進、並びに個々の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性の理解等を求め、また、サービスの質の向上が図られるよう、事業者や直接サービスを提供する職員に対し、コミュニケーションを充分にとりながら指導・助言を行うよう努めています。

介護保険事業については、1,441施設・事業所のうち、16.1%の232施設・事業所に対して実地指導を行いました。

指摘率は3.0%（7事業所）で、指摘事項の件数は13件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【運営に関する基準】（7件）

- ① サービスの取り扱い方針の不備・不徹底など
- ② 勤務体制の確保が不十分など
- ③ 利用料の受領に関する不備

【介護給付費の算定及び取扱い】（5件）

【その他】（1件）

- ① 管理者の変更届の未提出

となっています。

引き続き、サービス提供責任者や生活相談員等の職員の適正配置、介護サービス計画の適切な作成・変更及び利用者等への説明や同意の取得、介護給付費の加算請求の適正化とともに、利用者等の意思・人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスが提供されるよう、指導・助言していく必要があります。

#### (4) 障害福祉サービス事業所（4、23頁参照）

障害者自立支援制度に基づく障害福祉サービス事業所については、1,123事業所のうち、241事業所（21.5%）に対して実地指導を行いました。

指摘率は68.5%（165事業所）で、指摘事項の件数は478件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

##### 【運営に関する基準】（332件）

- ① 運営規程の不備
- ② 非常災害対策の不備
- ③ 個別支援計画の作成・見直しが不十分
- ④ 勤務体制の確保が不十分
- ⑤ 会計の区分がなされていない など

##### 【介護給付費等の算定及び取扱】（107件）

- ① 各種加算の不備
  - ・加算算定に必要な支援記録の不備
  - ・加算対象とならないものを誤って算定 など

##### 【人員に関する基準】（18件）

- ① 職員の不足、必要な資格がない

となっています。

引き続き、利用者本位でサービスを行うという障害者自立支援制度の理解を求める必要があることから、非常災害対策、介護給付費等の適切な算定、虐待防止のための研修の実施、利用者に対する適正な支援計画の作成・見直し、入所者預り金の適正な管理並びに服薬管理マニュアルの徹底等について、指導・助言していく必要があります。

## 2. 特別監査の概要（26頁参照）

県民からの情報提供等により、3件の特別監査を実施しました。その結果、1件の改善勧告と1件の文書指導を行いました。（その他、3年度へ継続1件）。

### 3. 指導監査の実績

区 分		監査対象数	実地指導監査数	実施率(%)
社会福祉法人		105	24	22.9
法人計		105	24	22.9
老人福祉施設等		272	152	55.9
児童福祉施設（障害児施設を除く）		303	295	97.4
婦人保護施設		1	0	0.0
視聴覚障害者情報提供施設（※障害）		2	0	0.0
児童福祉施設（障害児施設）（※障害）		7	0	0.0
施設計		585	447	76.4
介護保険事業		1,441	232	16.1
施設サービス事業		123	26	21.1
居宅サービス事業		855	131	15.3
介護予防サービス事業		463	75	16.2
障害福祉サービス事業		1,123	241	21.5
介護保険・障害福祉サービス事業所計		2,564	473	18.4
法人・施設・事業所 合計		3,254	944	29.0
措置等 機関	老人福祉関係市町	19	7	36.8
	児童福祉関係市町	19	9	47.4
	児童相談所（児童・障害）	4	0	0.0
	婦人相談所	1	0	0.0
	障害福祉サービス関係市町	21	3	14.3
	計	64	19	29.7
総 合 計		3,318	963	29.0

監査対象数は、令和2年4月1日現在



#### 4. 文書指摘の概況

指導監査の結果、改善又は是正を要する事項については、原則として文書指摘することとしています。

社会福祉法人は8法人に対して文書指摘（指摘率33.3%）を行い、指摘件数は19件です。前年度と比べると指摘率で6.6ポイント増加しています。

社会福祉施設は121施設に対して文書指摘（指摘率27.1%）を行い、指摘件数は229件です。前年度と比べると指摘率で10.4ポイント増加し、指摘件数は87件増加しています。

##### (1) 社会福祉法人 ※19頁参照

区 分	老人福祉等法人	児童福祉等法人	障害者福祉等法人	計
監査実施法人	11	6	7	24
文書指摘法人	2	0	6	8
指摘率 (%)	18.2	0.0	85.7	33.3
指摘件数	4	0	15	19

##### (2) 社会福祉施設 ※21頁参照

区 分	老人福祉施設等	児童福祉施設(除 く障害児) ・婦人保護施設	障害児施設・視聴 覚障害者情報提供 施設	計
監査実施施設	152	295	0	447
文書指摘施設	0	121	0	121
指摘率 (%)	0.0	41.0	0.0	27.1
指摘件数	0	229	0	229

##### (3) 介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所 ※23頁参照

区 分	介護保険施設 ・事業所	障害福祉サー ビス事業所	計	合計 (1)+(2)+ (3)
監査実施施設・事業所	232	241	473	944
文書指摘施設・事業所	7	165	172	301
指摘率 (%)	3.0	68.5	36.4	31.9
指摘件数	13	478	491	739

## 第2章 社会福祉法人に対する主な指摘事項（19頁参照）

### 1. 老人福祉施設を主として運営する法人

本県が所管する老人福祉施設を主として運営する法人は41法人であり、実地監査した法人数は11（実地監査率26.8%）です。このうち文書指摘した法人数は2（指摘率18.2%）です。

指摘件数は4件で、内訳は、評議員会に関することが2件、理事会に関することが1件、会計管理に関することが1件となっています。これら文書指摘した中で、主なものは、次のとおりです。

[評議員会]

- ・評議員会の招集について、理事会の議決がなされていない。

### 2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人

本県が所管する児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人数は37であり、実地監査した法人数は6（実地監査率16.2%）です。令和2年度においては、文書指摘に至った法人はありませんでした。

### 3. 障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業を主として運営する法人

本県が所管する障害者福祉施設等を主として運営する法人は27法人であり、実地監査した法人数は7（実地監査率26.0%）です。このうち文書指摘した法人数は6（指摘率85.7%）です。

指摘件数は15件で、内訳は、評議員会、理事会、定款等の法人運営に関することが11件、会計管理に関することが2件、事業一般に関することが1件などとなっています。これら文書指摘した中で主なものは次のとおりです。

[評議員会]

- ・評議員会の運営が不適切である。

[理事会]

- ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案について決議していない。

[会計管理]

- ・会計処理及び計算関係書類が不適切である。

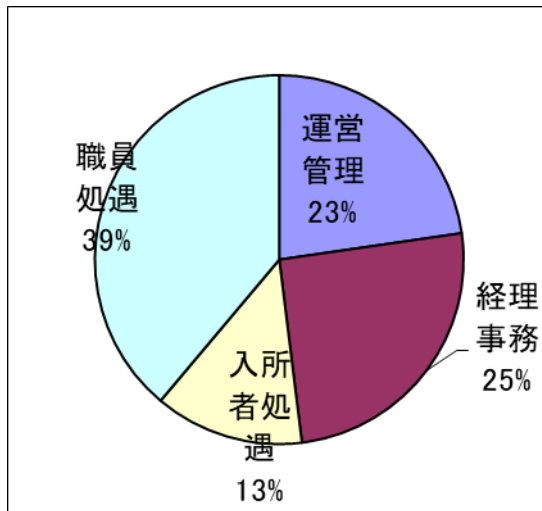
### 第3章 社会福祉施設・事業所に対する主な指摘事項（21頁参照）

#### 1. 老人福祉施設等の指摘事項

本県が所管する老人福祉施設等は、養護老人ホーム21、特別養護老人ホーム87、軽費老人ホーム・ケアハウス16、有料老人ホーム等148の計272であり、実地監査した施設は152（実地監査率55.9%）です。

令和2年度においては、文書指摘に至った施設等はありませんでした。

#### 2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の指摘事項



本県が所管する児童福祉施設数（保育所、児童養護施設等）は304であり、実地監査した施設数は295（実地監査率97.0%）です。

このうち文書指摘した施設数は121（指摘率41.0%）です。

指摘件数は229件で、内訳は運営・管理関係で52件、経理事務関係で58件、入所者処遇関係で30件、職員処遇関係で89件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

##### [運営・管理]

- ・ 条例に規定している保育士数が不足している。
- ・ 早朝や夕方の保育士配置が不適切である。
- ・ 常勤の保育士が各組に1名以上配置されていない。
- ・ 保育室が必要な面積基準を満たしていない。

##### [児童処遇]

- ・ 業務の質の評価が適切に実施されていない。

##### [職員処遇]

- ・ 36協定が対象期間の開始日までに届出がされていない。
- ・ 有給休暇が適切に付与されていない。
- ・ 保育士の給与格付けや昇給が適正になされていない。
- ・ 通勤手当、住居手当、扶養手当などの各種手当の支給に誤りがある。

##### [経理事務]

- ・ 工事の発注や備品購入の際、経理規程に基づかない処理がある。
- ・ 運営費対象外経費の支出がなされている。
- ・ 拠点区分間の貸し付けが年度内に清算されていない。

### 3. 障害者（児）福祉施設の指摘事項

本県が所管する障害児施設及び視聴覚障害者情報提供施設数は9であり、令和2年度においては、指導監査は行いませんでした。

### 4. 介護保険施設・事業所の指摘事項（23頁参照）

区 分	介護保険		
	施 設 サービス	居宅サービス (介護予防含む)	計
実地指導対象施設・事業所	123	1,318	1,441
実地指導実施施設・事業所 A	26	206	232
文書指摘を受けた施設・事業所 B	0	7	7
指摘率 (B/A)	0.0	3.4	3.0
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数
	件	件	件
【人員に関する基準】	0	0	0
【設備に関する基準】	0	0	0
【運営に関する基準】	0	7	7
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	5	5
【その他】	0	1	1
合 計	0	13	13

平成18年4月から介護保険制度が改正され、事業者等に予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上が求められ、指導と監査が明確に区分されたことに伴い、行政指導としては、国が作成した「介護保険施設等実地指導マニュアル」（平成19年2月7日老指発第0207001号、平成24年8月30日老指発第0331第1号）において、従来行ってきた主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止し、利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束廃止や虐待の防止等への取組に対する指導強化、不適正な請求の是正を指導することとなっています。

これらを踏まえ、19年度の実地指導から、よりよいケアの実現を図るため、指導方針の見直しを行い、「アセスメントを行い利用者の生活上の課題を分析した上で、総合的な援助方針・目標を設定すると共にサービス等を組み合わせ提供し、定期的実施状況をモニタリング・評価することにより、新たな課題を分析しサービス計画の変更等を行う一連のプロセスの重要性」「生活支援に向けたサービスの質の確保・向上が図られる運営」等、介護サービス事業者等の育成・支援を目的とした口頭指導（助言）を行っています。

なお、利用者に直接不利益をもたらす人員基準違反、利用者等に対して説明・同意等が行われていない場合、介護報酬の各種加算等について過誤調整を必要とする場合等には文書指導を行っています。

### (1) 介護保険施設の指摘事項

令和2年度の本県の指導監査対象であった介護保険施設は、介護老人福祉施設69、介護老人保健施設36、介護療養型医療施設15、介護医療院3の計123施設であり、実地指導した施設数は26（実地指導率21.1%）です。令和2年度においては、文書指摘に至った施設はありませんでした。

### (2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

令和2年度の本県の指導監査対象であった居宅サービス事業所は、訪問介護181、訪問入浴介護9、訪問看護60、通所介護204、通所リハビリテーション113、短期入所生活介護108、短期入所療養介護54、特定施設入所者生活介護31、福祉用具貸与46、福祉用具販売49の計855事業所、また、介護予防サービス事業所は、訪問入浴介護8、訪問看護60、通所リハビリテーション112、短期入所生活介護104、短期入所療養介護54、特定施設入所者生活介護30、福祉用具貸与46、福祉用具販売49の計463事業所、合計1,318事業所であり、実地指導を行った事業所数は206（実地指導率15.6%）です。このうち文書指摘した事業所数は7（指摘率3.0%）です。

指摘件数は13件であり、内訳は、運営に関する基準関係で7件、介護給付費の算定及び取扱い関係で5件、その他で1件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

#### [運営に関する基準]

##### ①サービスの取り扱い方針の不備・不徹底など

- ・通所リハビリテーション計画を作成せず、利用者等への説明・同意がないまま、ケアプランでサービス提供を行っている。
- ・福祉用具貸与計画が事業所内に保管されていない。

#### [介護給付費の算定及び取扱い]

- ・通所介護事業所において、常勤の理学療法士等が配置されていない曜日に加算を算定している。
- ・通所リハビリテーション事業所において、医師が欠員状態であった月に加算を算定している。

## 5. 障害福祉サービス事業所の指摘事項（23頁参照）

区 分	障害福祉サービス
実地指導対象施設・事業所	1,123
実地指導実施施設・事業所 A	241
文書指摘を受けた施設・事業所 B	165
指摘率（B/A）	68.5
指 摘 事 項	指摘数
	件
【人員に関する基準】	18
【設備に関する基準】	0
【運営に関する基準】	332
【介護給付費の算定及び取扱い】	107
【その他】	21
合 計	478

本県が所管する障害福祉サービス事業所は、居宅介護123、共生型居宅介護2、重度訪問介護117、共生型重度訪問介護2、行動援護17、同行援護51、短期入所71、療養介護4、生活介護93、施設入所支援29、自立訓練（機能訓練）1、自立訓練（生活訓練）11、自立訓練（宿泊型）2、就労移行支援31、就労継続支援A型40、就労継続支援B型154、就労定着支援6、自立生活援助2、共同生活援助103、地域移行支援21、地域定着支援21、児童発達支援74、放課後等デイサービス119、保育所等訪問支援19の計1,123事業所であり、実地指導を行った事業所数は241（実地指導率21.5%）です。

このうち文書指摘した事業所数は165（指摘率68.5%）です。

指摘件数は478件で、内訳は人員に関する基準関係で18件、運営に関する基準関係で332件、介護給付費に関する基準関係で107件、その他21件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

〔居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護〕

- ・運営規程に不備がある。
- ・重要事項が掲示されていない。
- ・会計の区分が不適切。
- ・利用者にサービスを提供した記録がない。

[生活介護]

- ・運営規程に不備がある。
- ・非常災害対策が不十分である。
- ・個別支援計画が未作成及び内容が不備。
- ・送迎加算の算定が不適切である。

[施設入所支援]

- ・運営規程に不備がある。
- ・非常災害対策が不十分である。
- ・預り金に関する管理事務が不適切である。
- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。

[就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型]

- ・基本報酬の算定に誤りがある。
- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。
- ・個別支援計画の手続きに不備がある。
- ・就労支援事業別事業活動明細書が作成されていない。

[共同生活援助]

- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。
- ・個別支援計画の手続きに不備がある。
- ・非常災害対策が不十分である。
- ・預り金に関する管理事務が不適切である。

[児童発達支援・放課後デイ・保育所等訪問支援]

- ・非常災害対策が不十分である。
- ・運営規程に不備がある。
- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。
- ・従業者数が人員基準上必要とされる員数を満たしていない。

## 第4章 社会福祉法人の経営分析（17頁参照）

### 1. 経営分析結果の主な数値

#### （1）特別養護老人ホームを主として運営する法人（27法人）

① 安定性分析（流動比率）	519.9%
② 収益性分析（収入高経常利益率）	3.9%
③ 償還力分析（長期借入金償還力）	2.7倍
④ 経営安全率分析	4.7%
⑤ 高額繰越金比率	94.8%
⑥ 経常収入人件費比率	64.9%

※ 高額繰越金比率が高いことが特徴です。

#### （2）保育所を主として運営する法人（31法人）

① 安定性分析（流動比率）	180.2%
② 収益性分析（収入高経常利益率）	5.0%
③ 償還力分析（長期借入金償還力）	2.6倍
④ 経営安全率分析	5.7%
⑤ 高額繰越金比率	43.3%
⑥ 経常収入人件費比率	71.0%

※ 経常収入人件費率が高いことが特徴です。

#### （3）障害者（児）福祉施設を主として運営する法人（29法人）

① 安定性分析（流動比率）	527.5%
② 収益性分析（収入高経常利益率）	5.3%
③ 償還力分析（長期借入金償還力）	30.3倍
④ 経営安全率分析	5.9%
⑤ 高額繰越金比率	88.6%
⑥ 経常収入人件費比率	63.5%

※ 流動比率が高いことが特徴です。



## 2. 特別養護老人ホームを主として運営する法人の経営分析結果

特別養護老人ホーム等を主たる事業として運営している社会福祉法人27法人について、経営分析を行いました。

### (1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

#### ① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率です。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値で見ると、519.9%となっており、短期的支払能力が高いことを示しています。

#### ② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることになります。平均値で見ると、88.8%となっており、27法人中19法人(70.4%)が100%以下となっています。

#### ③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標になります。平均値で77.9%であり、健全性が高いことがわかります。

### (2) 収益性分析

経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

#### ① 経常利益率

収入に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値で見ると3.9%です。

#### ② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので、高いほどよいとされています。平均値で見ると1.5%となっています。

### (3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

#### ① 労働生産性

労働生産性の一般的な測定は、分子に収入、分母に「平均従業員数」を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。平均値は154.4%であり、これは、法人が100の人件費を投入して154.4のリターンを得たことを示しています。

### (4) 償還力分析

償還力を、償却前経常利益／長期借入金年間償還額の算式で計算しました。平均値でみ

ると、2.7倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない長期借入償還額（元金）の2.7倍の利益があることを示します。換言すれば、1年間で約2.7年間の長期借入金の年間償還額（元金）に相当する利益を得たことになります。

なお、27法人中11法人が無借金経営を行っています。

#### （5）経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収入}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値（%）だけ収入がダウンした場合に収支0（減価償却後）になることを表しています。平均値でみると、4.7%となっており、収入が4.7%ダウンした場合に、収支0（減価償却後）になることを示しています。

### 3. 保育所を主として運営する法人の経営分析結果

保育所を主たる事業として運営している社会福祉法人31法人について経営分析を行いました。

#### （1）安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

##### ① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率です。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値でみると、180.2%となっており短期的支払能力は高いといえます。

##### ② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることになります。平均値でみると、112.9%と100%を超えており、31法人中15法人（48.4%）は、100%以下となっています。

##### ③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標です。平均値で74.1%であり、健全性が高いことがわかります。

#### （2）収益性分析

経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

##### ① 経常利益率

収入に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値でみると、5.0%です。

##### ② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合

に用いるので高いほどよいとされています。

平均値で見ると2.7%となっています。

### (3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

#### ① 労働生産性

労働生産性の一般的な測定は、分子に収入、分母に「平均従業員数」を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。

平均値は141.0%であり、これは、法人が100の人件費を投入して141.0のリターンを得たことを示しています。

### (4) 償還力分析

償還力を、償却前経常利益/長期設備資金借入金年間償還額の算式で計算しました。平均値で見ると、2.6倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない長期借入金の償還額(元金)の2.6倍の利益があったことを示しており、1年間で約2.6年間分の長期借入金の年間償還額(元金)に相当する利益を得たこととなります。

なお、31法人中10法人が無借金経営を行っています。

### (5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収入}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値(%)だけ収入がダウンした場合に収支0(減価償却後)になることを表しています。平均値で見ると、5.7%となっており、収入が5.7%ダウンした場合に、収支0(減価償却後)になることを示しています。

## 4. 障害者(児)福祉施設を主として運営する法人の経営分析結果

障害者(児)福祉施設を主たる事業として運営している社会福祉法人29法人について経営分析を行いました。

### (1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

#### ① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率であります。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値で見ると、527.5%となり、短期的支払能力が高いことを示しています。

#### ② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることとなります。平均値で見ると、81.4%となっており、29法人中18法人(62.

1%)が100%以下となっています。

### ③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標です。平均値で86.3%であり、極めて健全性が高いことがわかります。

## (2) 収益性分析

経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

### ① 経常利益率

収入に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値でみると、5.3%となっています。

### ② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので高いほどよいとされています。

平均値で見ると2.3%となっています。

## (3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

### ① 労働生産性

労働生産性の一般的な測定は、分子に収入、分母に「平均従業員数」を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。平均値は155.0%であり、これは、法人が100の人件費を投入して155.0のリターンを得たことを示しています。

## (4) 償還力分析

償還力を、償却前経常利益/長期借入金年間償還額の算式で計算しました。平均値で見ると、30.3倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない長期借入金の償還額(元金)の30.3倍の利益があったことを示しており、1年間で約30.3年間分の長期借入金の年間償還額(元金)に相当する利益を得たこととなります。

なお、29法人中19法人が無借金経営を行っています。

## (5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収入}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値(%)だけ収入がダウンした場合に収支0(減価償却後)になることを表しています。平均値でみると、5.9%となっており、収入が5.9%ダウンした場合に、収支0(減価償却後)になることを示しています。

5. 経営分析値（令和元年度決算）

（金額単位：千円、1法人平均）

区 分		計算式	特別養護 老人ホーム	保育所	障害者（児） 福祉施設	
貸借対照表	資産	流動資産 ①	291,679	99,627	606,586	
		固定資産 ②	653,528	507,764	1,546,392	
		資産計 ③	①+②	945,207	607,391	2,152,978
	負債	流動負債 ④	56,099	55,275	114,991	
		固定負債 ⑤	152,801	102,302	186,187	
		負債計 ⑥	④+⑤	208,900	157,577	301,178
	資本	純資産 ⑦	736,307	449,814	1,899,081	
		うち積立金	95,930	88,026	321,307	
		負債及び純資産計⑧	⑥+⑦	945,207	607,391	2,200,259
事業活動収支計算書	収入	収入額計 ⑨	372,452	327,250	939,525	
	支出	支出額計 ⑩	⑪+~⑮	357,190	310,650	904,932
		人件費 ⑪	241,270	232,156	606,196	
		うち役員報酬	855	0		
		事務費 ⑫	33,917	32,343	80,520	
		事業費 ⑬	58,591	36,553	103,384	
		減価償却費 ⑭	31,406	19,455	65,376	
		その他 ⑮	△ 7,994	△ 9,857	49,456	
	収支差額	事業活動収支差額⑯	⑨-⑩	15,262	16,600	34,593
		事業外活動収支差額⑰		△ 633	△ 87	15,005
経常収支差額 ⑱		⑯+⑰	14,629	16,513	49,598	
償却前経常収支差額⑲		⑭+⑱	46,035	35,968	114,974	
	次期繰越活動収支差額⑳		342,376	124,104	984,076	
資金収支	長期設備資金借入金年間償還額		16,885	14,005	3,792	
	当期末支払資金残高		257,214	53,746	511,005	
経営分析値	収益性	総資本経常利益率（％）	⑱/⑱	1.5%	2.7%	2.3%
		収入高経常利益率（％）	⑱/⑲	3.9%	5.0%	5.3%
		収入額事業費比率（％）	⑬/⑲	15.7%	11.2%	11.0%
		総資本回転率（回）	⑲/⑱	0.4	0.5	0.4
	生産	労働生産性（％）	⑲/⑮	154.4%	141.0%	155.0%
		労働分配率（％）	⑮/⑲	64.8%	70.9%	64.5%
	安全性	自己資本比率	⑦/⑱	77.9%	74.1%	86.3%
		負債比率（％）	⑥/⑦	28.4%	35.0%	15.9%
		流動比率（％）	①/④	519.9%	180.2%	527.5%
		固定比率（％）	②/⑦	88.8%	112.9%	81.4%
		固定長期適合率（％）	②/（⑤+⑦）	73.5%	92.0%	74.2%
		長期借入金償還力（倍）	※1	2.7	2.6	30.3
	損益	高額繰越金比率（％）	※2	94.8%	43.3%	88.6%
		損益分岐点（千円）	※3	355,092	308,661	883,794
経営安全率（％）		※4	4.7%	5.7%	5.9%	
人件費比率（％）		※5	74.1%	79.7%	72.2%	
	経常収入人件費比率（％）	※6	64.9%	71.0%	63.5%	

※1 （経常収支差額⑱+減価償却費⑭）/長期借入金年間償還額

※2 （当期末支払資金残高+積立金）/⑨

※3 （⑪+⑫+⑭+⑮-⑰）/（1-⑬/⑲）

※4 （1-損益分岐点収入/収入）

※5 人件費⑪/支出額（減価償却費を除く）（⑩-⑭）

※6 人件費⑪/経常収入（⑨+⑰）

## 第5章 社会福祉施設の県内平均給与額

入所者・利用者の処遇を適切に行うためには、それを支える職員の処遇（給与等）をよくすることも重要です。法人等の監査では、給与規程に則った給与、諸手当が支給されているか確認しています。次表は、令和2年4月1日現在の県の監査対象となる社会福祉施設の正規職員の平均年齢、平均給与額（※）をまとめたものです。

※平均給与額とは、正規職員の本俸+特殊業務手当の合計を平均している。

### (1) 平均年齢・平均給与（老人福祉施設） (単位：歳、円)

職種	平均	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム・ケアハウス
事務員	年齢	46.3	45.1	44.2
	給与	192,285	191,053	180,555
看護職員	年齢	51.5	50.8	52.3
	給与	225,766	226,298	218,319
介護職員	年齢	44.3	40.7	44.0
	給与	194,898	191,576	183,873
調理員	年齢	45.4	48.4	48.1
	給与	172,971	165,090	164,741
施設数		18	87	16

### (2) 平均年齢・平均給与（児童福祉施設） (単位：歳、円)

職種	平均	保育所	児童養護施設
保育士等	年齢	38.2	37.5
	給与	224,928	229,027
看護師等	年齢	46.1	39.5
	給与	217,460	250,358
調理員等	年齢	41.0	57.2
	給与	195,328	197,163
事務員、用務員等	年齢	46.1	48.3
	給与	245,233	262,588
施設数		218	13

### (3) 平均年齢・平均給与（障害者（児）福祉施設） (単位：歳、円)

職種	平均	身体障害者施設	知的障害者施設	障害児施設
事務員	年齢	45.5	44.3	44.4
	給与	253,019	232,811	247,090
指導員等	年齢	44.1	42.1	39.6
	給与	192,417	222,289	188,438
調理員	年齢	57.6	47.2	43.7
	給与	160,221	198,062	190,062
施設数		7	22	5

## 【資料】

### 1. 令和2年度文書指摘の主な事項（社会福祉法人）

	老人施設	保育所・ 児童養護	障害施設	法人計
指導監査対象法人	41	37	27	105
指導監査実施法人 (A)	11	6	7	24
文書指摘を受けた法人 (B)	2	0	6	8
B/A	18.2%	0.0%	85.7%	33.3%
I 法人運営	3	0	11	14
1 定款 ・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きをえているか。等			2	2
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人) ・内部管理体制が理事会で決定されているか 等				0
3 評議員・評議員会 ・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。等	2		4	6
4 理事 ・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。等				0
5 監事 ・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。等			1	1
6 理事会 ・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。等	1		4	5
7 会計監査人 ・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。				0
8 評議員、理事、監 事及び会計監査人の 報酬 ・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表している か。等				0
II 事業	0	0	1	1
1 事業一般 ・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。			1	1
2 社会福祉事業 ・適正に実施されているか ・必要な資産を有しているか。				0
3 公益事業 ・適正に実施されているか				0
4 収益事業 ・適正に実施されているか				0
III 管理	1	0	3	4
1 人事管理 ・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。				0
2 資産管理 ・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。等				0
3 会計管理 ・収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・資産の評価は適正に行われているか。 ・会計帳簿は適正に整備されているか。等	1		2	3
4 その他 ・社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。等			1	1
	4	0	15	19

## 2. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉法人）

	H29	H30	R1	R2	前年比 (%)	
指導監査対象法人	97	97	105	105	100.0	
指導監査実施法人 (A)	64	38	30	24	80.0	
文書指摘を受けた法人 (B)	28	16	8	8	100.0	
B/A	43.8%	42.1%	26.7%	33.3%	125.0%	
I 法人運営	44	35	5	14	280.0	
1 定款	・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きを経ているか。等	1	6	0	2	皆増
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人)	・内部管理体制が理事会で決定されているか 等	0	0	0	0	-
3 評議員・評議員会	・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。等	16	11	1	6	600.0
4 理事	・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。等	4	1	2	0	0.0
5 監事	・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。等	7	3	0	1	皆増
6 理事会	・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。等	15	6	0	5	皆増
7 会計監査人	・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。	0	0	0	0	-
8 評議員、理事、監 事及び会計監査人の 報酬	・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表している か。等	1	8	2	0	0.0
II 事業		0	0	0	1	皆増
1 事業一般	・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。	0	0	0	1	皆増
2 社会福祉事業	・適正に実施されているか ・必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	-
3 公益事業	・適正に実施されているか	0	0	0	0	-
4 収益事業	・適正に実施されているか	0	0	0	0	-
III 管理		40	43	13	4	30.8
1 人事管理	・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	2	0	0	0	-
2 資産管理	・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。等	4	6	1	0	0.0
3 会計管理	・収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・資産の評価は適正に行われているか。 ・会計帳簿は適正に整備されているか。等	26	31	10	3	30.0
4 その他	・社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。等	8	6	2	1	50.0
		84	78	18	19	105.6



### 3. 令和2年度文書指摘の主な事項（社会福祉施設）

区 分	事業種別施設数			計
	老人施設	保育所・ 児童養護等	障害児 施設等	
指導監査対象施設	272	304	9	585
指導監査実施施設 (A)	152	295	0	447
文書指摘を受けた施設 (B)	0	121	0	121
指摘率 (B/A)	0.0	41.0	0.0	27.1
指摘事項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
1. 運営・管理	0	52	0	52
①就業規則、管理規程等不備、実態と乖離		3		3
②災害等事故の防止対策が不十分		10		10
③非常勤職員の雇用形態が不十分		0		0
④労働基準法に基づく届出なし		2		2
⑤その他		37		37
2. 入所者処遇	0	30	0	30
①入所者の預り金の管理、取扱いが不十分		0		0
②遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが 不適切		0		0
③入所者の健康管理が不十分		1		1
④適切な給食の提供等が不十分		3		3
⑤その他		26		26
3. 職員処遇	0	89	0	89
①給与規程が不備、実態と乖離等		15		15
②勤務体制の整備が不十分		0		0
③給与・各種手当の支給が不適正		63		63
④退職共済制度への加入が不適切		2		2
⑤その他		9		9
4. 経理事務	0	58	0	58
①会計処理が不適切		25		25
②工事、高額物品購入事務処理が不適切		9		9
③繰入金処理が不適切		0		0
④会計責任者等への辞令なし		0		0
⑤その他		24		24
合 計	0	229	0	229

#### 4. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉施設）

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	前年度比
	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	(%)
指導監査対象施設	547	558	566	584	585	100.2
指導監査実施施設 (A)	480	461	496	490	447	91.2
文書指摘を受けた施設 (B)	144	107	103	82	121	147.6
指摘率 (B/A)	30.0%	23.2%	20.8%	16.7%	27.1%	162.3
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年 度比
1. 運営・管理	98	50	64	51	52	102.0
① 就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離	4	6	10	8	3	37.5
② 災害等事故の防止対策が不十分	9	19	19	4	10	250.0
③ 非常勤職員の雇用形態が不十分	2	0	1	3	0	0.0
④ 労働基準法に基づく届出なし	10	1	5	4	2	50.0
⑤ その他	73	24	29	32	37	115.6
2. 入所者処遇	42	14	18	19	30	157.9
① 入所者の預り金の管理、取扱いが不十分	1	1	0	0	0	-
② 遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	-
③ 入所者の健康管理が不十分	3	1	2	4	1	25.0
④ 給食の提供が不十分	5	6	12	8	3	37.5
⑤ その他	33	6	4	7	26	371.4
3. 職員処遇	42	14	25	30	89	296.7
① 給与規程が不備、実態と乖離等	1	0	3	4	15	375.0
② 勤務体制の整備が不十分	2	1	0	1	0	0.0
③ 給与・各種手当の支給が不適正	9	9	17	19	63	331.6
④ 退職共済制度への加入が不適切	1	0	0	0	2	皆増
⑤ その他	29	4	5	6	9	150.0
4. 経理事務	55	72	36	42	58	138.1
① 会計処理が不適切	8	10	9	16	25	156.3
② 工事、高額物品購入事務処理が不適切	38	31	10	4	9	225.0
③ 繰入金金の処理が不適切	4	0	0	0	0	-
④ 会計責任者等への辞令なし	0	0	0	2	0	0.0
⑤ その他	5	31	17	20	24	120.0
合 計	237	150	143	142	229	161.3

5. 令和2年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所）

区 分	介護保険施設・事業所			障害福祉サービス事業所	計
	施設サービス	居宅サービス	計		
実地指導対象施設・事業所	123	1,318	1,441	1,123	2,564
実地指導実施施設・事業所 (A)	26	206	232	241	473
文書指摘を受けた施設・事業所 (B)	0	7	7	165	172
指摘率 (B/A)	0.0%	3.4%	3.0%	68.5%	36.4%
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
1. 人員に関する基準	0	0	0	18	18
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	0	0	0	18	18
2. 設備に関する基準	0	0	0	0	0
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	0
3. 運営に関する基準	0	7	7	332	339
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	0	6	6
② サービス提供の記録などの不備	0	0	0	15	15
③ 利用料の受領に関する不備	0	1	1	9	10
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	0	4	4	1	5
⑤ 運営規程の不備	0	0	0	63	63
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	0	1	1	30	31
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	4	4
⑧ 衛生管理が不十分	0	0	0	9	9
⑨ 個人情報取扱の不備など	0	0	0	4	4
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	4	4
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	4	4
⑫ 会計処理区分が不明確など	-	-	-	16	16
⑬ 非常災害対策の不備	0	0	0	32	32
⑭ その他	0	1	1	135	136
(1) 個別支援計画の取扱いが不十分	-	-	-	65	65
(2) その他	0	1	1	70	71
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	0	5	5	107	112
5. その他	0	1	1	21	22
合 計	0	13	13	478	491

6. 年度別文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所）

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	前年度比
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	(%)
実地指導対象施設・事業所	2,430	1,761	1,455	1,483	1,441	97.2
実地指導実施施設・事業所 (A)	626	542	490	477	232	48.6
文書指摘を受けた施設・事業所 (B)	50	45	39	14	7	50.0
指摘率 (B/A)	8.0%	8.3%	8.0%	2.9%	3.0%	103.4
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	前年度比
1. 人員に関する基準	16	11	16	8	0	0.0
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	16	11	16	8	0	0.0
2. 設備に関する基準	0	0	0	0	0	-
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	0	-
3. 運営に関する基準	77	65	68	9	7	77.8
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	7	8	8	1	0	0.0
② サービス提供の記録などの不備	2	2	1	0	0	-
③ 利用料の受領に関する不備	0	0	1	0	1	皆増
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	14	24	8	5	4	80.0
⑤ 運営規程の不備	6	2	7	0	0	-
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	11	7	12	1	1	100.0
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	1	2	9	0	0	-
⑧ 衛生管理が不十分	9	4	11	1	0	0.0
⑨ 個人情報取扱いの不備など	5	0	5	1	0	0.0
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	0	-
⑪ 事故発生時の対策が不十分	5	2	0	0	0	-
⑫ 非常災害対策の不備	6	4	0	0	0	-
⑬ その他	11	10	6	0	1	皆増
4. 介護給付費の算定及び取扱い	20	6	12	5	5	100.0
5. その他	0	0	0	0	1	皆増
合 計	113	82	96	22	13	59.1

7. 年度別文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所）

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	前年 年度比
	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	(%)
指導監査対象施設・事業所	1,077	1,148	1,206	1,095	1,123	102.6
指導監査実施施設・事業所 (A)	270	316	340	392	241	61.5
文書指摘を受けた施設・事業所 (B)	242	280	271	309	165	53.4
指摘率 (B/A)	89.6%	88.6%	79.7%	78.8%	68.5%	86.9
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年 年度比
1. 人員に関する基準	23	21	32	24	18	75.0
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	23	21	32	24	18	75.0
2. 設備に関する基準	18	16	6	10	0	0.0
① 設備、居室、病室などの不備	18	16	6	10	0	0.0
3. 運営に関する基準	696	743	723	760	332	43.7
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	27	18	9	15	6	40.0
② サービス提供の記録などの不備	39	43	15	15	15	100.0
③ 利用料の受領に関する不備	27	16	15	22	9	40.9
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	2	0	13	0	1	皆増
⑤ 運営規程の不備	32	112	124	136	63	46.3
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	83	68	59	46	30	65.2
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	23	21	22	16	4	25.0
⑧ 衛生管理が不十分	23	40	28	44	9	20.5
⑨ 個人情報取扱いの不備など	19	21	12	17	4	23.5
⑩ 苦情解決体制が不十分など	12	6	5	5	4	80.0
⑪ 事故発生時の対策が不十分	14	19	20	2	4	200.0
⑫ 会計処理区分が不明確など	32	58	53	45	16	35.6
⑬ 非常災害対策の不備	83	71	92	97	32	33.0
⑭ その他	280	250	256	300	135	45.0
(1)個別支援計画の取扱いが不十分	99	66	77	82	65	79.3
(2)その他	181	184	179	218	70	32.1
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	184	101	135	153	107	69.9
5. その他	172	79	73	74	21	28.4
合 計	1,093	960	969	1,021	478	46.8

8. 令和2年度の特別監査の状況

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
2年6月～12月	(放課後等デイサービス)	人員基準違反 不正請求 虚偽報告	令和3年1月29日付 で文書指導
2年8月～3年1月	(指定訪問介護事業所)	人員基準違反 運営基準違反	令和3年2月19日付 で改善勧告
3年2月～ (3年度へ継続)	(放課後等デイサービス)	人員基準違反	

参考：令和元年度までに特別監査し、令和2年度に処分等実施

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
(事例なし)			

9. 介護報酬・自立支援給付費（支援費）の返還状況（平成13年度～令和2年度）

	介護保険介護報酬		障害福祉自立支援給付費 （支援費）	
	事業所数	返還額（千円）	事業所数	返還額（千円）
13年度	18	31,499	-	-
14年度	23	75,418	-	-
15年度	55	52,442	1	179
16年度	92	125,721	13	2,165
17年度	209	67,637	5	769
18年度	127	111,543	0	0
19年度	62	18,284	1	7,667
20年度	54	11,984	0	0
21年度	39	7,140	1	4
22年度	69	14,781	0	0
23年度	35	63,270	8	2,953
24年度	34	7,967	0	0
25年度	43	106,298	0	0
26年度	25	26,143	24	11,044
27年度	20	10,301	56	50,686
28年度	12	7,503	48	64,786
29年度	11	11,494	32	39,535
30年度	7	11,328	34	34,755
元年度	6	7,182	74	104,498
2年度	8	27,716	41	46,339
計	949	795,651	338	365,380

## 10. 令和3年度指導監査等実施方針

(令和3年5月19日 3監指第13号 長崎県福祉保健部長)

### 1. 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

法人監査については国が示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」、施設監査については国が示す施設種別毎の指導監査指針等を踏まえるとともに、前年度までの監査結果等を勘案して、以下のとおり定める。

また、法令、定款及び施設種別ごとの設備・運営の基準（最低基準）等が遵守されているか実地確認を主として行い、法人・施設運営の適正化、施設福祉（支援）サービスの向上に資するものとなるよう実施する。

なお、「事前提出資料」により、法人・施設がその運営状況の自主点検を行うよう指導する。

#### (1) 法人の健全な運営の確保

施設の運営は、これを設置運営する法人の評議員会、理事会及び監事機能の如何により大きく左右される。

このため、法人役員がその使命を十分認識し、施設の適正な運営の確保及び不祥事や事故の未然防止に努めることが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

##### ① 評議員及び理事の審議の充実並びに監事の監査の充実

- ・評議員及び役員の選任が適切に行われ、評議員会及び理事会において適切な審議のもと決議されているか。
- ・監事監査が形式的・表面的なものに陥らないために、監査の充実に努めているか。なお、会計監査人及び専門家による支援を受けているか、支援を受けていない場合も、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」・「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」等を活用した監査が行われているか。

##### ② 財産の適正管理（特に、基本財産の登記確認、担保設定有無の確認）

##### ③ 適正な会計処理

- ・複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。



## (2) 施設の運営管理体制の確立

施設の適正な運営を確保するためには、施設の運営管理体制を確立することが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 火災、風水害、地震等の防災体制（特に、夜間発生時の体制）の確保と消防設備等の整備及び避難計画（自然災害対策・原子力災害対策）の策定状況
- ② 管理規程、就業規則等必要な規定の整備と適正な運用
- ③ 会計の関係通知に準拠した事務処理
  - ・複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。

## (3) 職員の確保と職員処遇の充実

入所者の処遇の充実を図るためには、必要な職員の確保と職員処遇の充実が必要である。

なお、職員処遇に関する事項については、長崎労働局と相互に連携して指導する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 配置基準に基づく適正な職員数の確保と資質の向上（研修の充実）
- ② 給与規程の整備と適正な給料及び諸手当の支給
- ③ 社会福祉施設における職員処遇等の改善指導取扱い（ガイドライン）に基づく改善指導
- ④ 労働契約法における「無期労働契約への転換ルール（5年ルール）」の遵守

## (4) 適切な入所者処遇の確保

入所者に対する適切な処遇を確保するために、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮しつつ処遇の充実に努めることが必要である。

このため、必要に応じて入所者処遇の状況など施設運営の実態をより正確に把握するため、一般職員等から施設運営の状況を聞くこととする。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 入所者の虐待防止及び人権侵害等の防止（従業者や入所者から聞き取り調査等を実施）
- ② 入所者の個別処遇方針の策定及び適切な処遇の実践

- ③ 感染症防止及び発生時の対応
- ④ 事故発生の防止及び発生時の対応
- ⑤ 誤薬事故発生の防止及び発生時の対応

(5) 不祥事案につながりやすい事項の監査の徹底

- ① 収入について、本来収入とすべきもの（私的契約児の利用料、職員給食費、職員住居費、生産物売払等）が簿外処理されていないか
- ② 保育所において不適切な私的契約児はいないか
- ③ 私的流用（飲食代、タクシー代、旅費等）がないか
- ④ 不適切な法人外への資金の流出や不適切な使途がないか
- ⑤ 架空の（或いはほとんど勤務実態がない）給与・賃金・時間外手当等の支払いはないか
- ⑥ 経理規程に反し、施設・設備工事において、契約後の大幅な変更等がないか、特定の業者に発注が集中していないか
- ⑦ 入所者預り金の不適切な管理が行われていないか

2. 施設整備事業の適正な推進

社会福祉施設等の整備については、「長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱」等に基づき適正に執行されることが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 適正な入札の執行（特に、市町職員等の立会い）
- ② 適正な工事契約の締結
- ③ 工事代金の適正支出

3. 支給決定及び入所措置事務等実施機関（市町、こども・女性・障害者支援センター）の指導

実施機関においては、介護給付費等支給決定及び社会福祉施設への適正な入所措置事務等の確保が図られることが必要である。

そこで、国が示す「市町村指導指針」及び「施設入所措置事務等実施機関指導監査指針」を踏まえるとともに、前年度までの指導結果等を勘案し、重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 適正な支給決定及び入所判定委員会の開催運営を含む適正な入所措置事務等の確保（特に、入所措置前後の実態把握）

## ② 適正な施設入所管理事務の確保

### 4. 介護サービス事業者等の指導監督

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるために、「長崎県介護保険施設等指導要綱」により、介護給付等対象サービスの質の確保・向上及び保険給付の適正化を図る。

なお、問題事業者等に対しては「長崎県介護保険施設等監査要綱」に基づき厳正に監査等を実施する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 認知症ケアの理解、高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、利用者の生活実態の確認・サービスの質に関する確認
- ② 一連のケアマネジメントプロセスの指導
- ③ 火災、風水害、地震等発生時の消火・避難・通報体制の確保等の対策
- ④ 感染症防止及び発生時の対応
- ⑤ 事故発生の防止及び発生時の対応
- ⑥ 苦情処理の対応
- ⑦ 勤務体制の確保（特に、各種住宅併設型の介護サービス事業者への指導）
- ⑧ 介護報酬算定（特に、各種加算及び減算）の指導

### 5. 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査

障害者及び障害児の福祉の増進を図る観点から、障害者総合支援法等に基づき適正な事業実施を確保するため「長崎県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」により、障害福祉サービス及び相談支援の質の確保並びに自立支援給付の適正化を図る。

なお、問題事業者等に対しては「長崎県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に基づき厳正に行う。

このため、必要に応じて事業所運営実態をより正確に把握するため、できる範囲で従業者や利用者からも事業所運営の状況を聞くこととする。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 虐待及び人権侵害の防止（入所施設については、利用者から聞き取り調査等を実施）
- ② 入所者預り金の不正管理等の防止
- ③ 消防設備の整備及び火災、風水害、地震等発生時の消火・避難・通報体制の確保等の対策（入所施設については、職員から聞き取り調査等を実施）

- ④ 感染症防止及び発生時の対応
- ⑤ 自立支援給付費（特に、各種加算及び減算）の算定
- ⑥ 就労支援に係る工賃・賃金の支給
- ⑦ 誤薬事故発生の防止及び発生時の対応

## 6. 問題等を有する法人・施設・事業所に対する重点指導

問題法人・施設・事業所に対する指導監査に当たっては、所管課及び法人を所管する市と連携を図り、重点的かつ継続的に指導を行う。

また、不祥事案については、2週間以内に特別監査を実施し、原則として3ヶ月以内に施設運営等の適正化を図る。なお、必要に応じて抜き打ち監査を実施する。

## 7. 指摘事項の徹底

文書指摘した事項について、その後の監査で改善していない法人・施設・事業所には顛末書又は誓約書を提出させ、改善の進捗を図る。

なお、それでも改善がなされない場合は、原則として、改善命令等を行う。